

和歌山観光エコステーション事業プロポーザル実施要領

1 事業名

和歌山観光エコステーション事業

2 事業目的

本事業は、和歌山市を訪れる国内外の観光客（以下「観光客等」という。）に、サイクリングやウォーキングによる「エコで快適なまちめぐり」を提供するための拠点（観光エコステーション）を創設し、あわせてレンタサイクル事業を実施することで、観光客等の利便性や周遊性を向上させ、観光振興や地域の活性化を図るものである。

3 事業概要

事業者は、JR和歌山駅前地下広場に観光エコステーション（レンタサイクル施設）を設置し、観光客等の利用に供するレンタサイクル事業を実施する。また、施設利用者の利便性や市内観光の周遊性を向上させることを目的に「まちなかウォークマップ」（仮題）を作成する。

(1) 事業期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(2) 観光エコステーション（レンタサイクル施設）の設置場所

JR和歌山駅前地下広場

(3) 事業費（支払限度額）

6,608千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 提案にあたっての基本的事項

(1) レンタサイクル施設

- ① JR和歌山駅前地下広場への設置を必須とする。
- ② 事業者の提案により、その他の駅、観光施設、宿泊施設など観光客等が利用しやすい場所に設置できるものとする。
- ③ ②の場合、事業者は土地所有者等との協議調整を行った上で自主的に確保し、和歌山市観光協会（以下「本協会」という。）と事業者が協議の上決定する。

(2) 自転車

レンタサイクルでは、和歌山市が所有する自転車（表のとおり）を使用できるものとするが、必ずすべての自転車の使用を求めるものではない。実際に使用する自転車については、本協会と事業者が協議の上決定する。

【表】

電動アシスト自転車	普通自転車	スポーツタイプ自転車	シティサイクル
40台	50台	10台	10台

(3) レンタサイクルの管理運営

① 運営システム

ア 利用者受付（登録）方法

レンタサイクル施設、それ以外の受付窓口、インターネット等様々な方法で受付を可

能とすること。

イ 個人認証方法

盗難防止などの観点から、利用者の個人認証方法について提案すること。

ウ 管理システム

利用状況、自転車の配置状況等が随時把握できる管理用システムを構築すること。

② レンタサイクルの管理運営

ア 利用時間

9時から19時を基本とし、利用者の利便性やサポート体制を考慮した利用時間を提案すること。なお、利用時間は本協会と事業者が協議の上決定する。

イ 運営方法

事業の運営にあたっては、事業者の責任において事故・トラブルの対応を適切、かつ、迅速に行える体制を構築すること。

ウ 自転車等の管理方法

レンタサイクル施設及び自転車のメンテナンスを適宜、適切に行うこと。

エ 防犯・盗難対策

夜間の保安体制を整え、適切に対策すること。

オ 料金体系

観光客等が利用しやすい料金体系を提案すること。なお、料金体系は、本協会と事業者が協議の上決定する。

カ 広報・周知活動

観光客等に対し、サービスの普及・利用促進に向けた積極的な広報・周知活動を実施すること。また、そのためのチラシ及び専用のホームページを作成すること。

(4) まちなかウォークマップ（仮題）の作成・販売

① 趣旨

和歌山城を中心としたまちなか（市内中心部）の観光を希望する観光客等にまち歩きに適したマップを提供する。

② 作成内容

市内中心部の観光情報（観光施設や飲食店等）やモデルコース等を掲載したマップを作成すること。なお、作成部数等については、本協会と事業者が協議の上決定する。

③ 販売

当該マップについては販売するものとする。なお、販売価格は100円程度とし、観光客等が購入しやすい価格体系を提案すること。

5 業務にあたっての基本的事項

(1) 利用料金及びマップの販売で得られた収入は、すべて本協会の収入とする。

(2) 事業者は、利用者の怪我等に対する補償や、損害賠償事故（対人・対物）の補償のため、保険に加入すること。

(3) 事業者は、自らの費用負担において、減価償却済みの自転車について廃棄処分を行うこと。また、自転車の廃棄処分に伴い補充する自転車を購入すること（防犯登録必須）。

(4) 事業の利用状況（登録者数・利用者数・利用目的等）や収支状況等を定期的に本協会に報

告すること。

6 提案項目

申請者は、前記4及び5の事項を踏まえ、次に掲げる項目について提案すること。なお、提案内容はできるだけ具体的に記載すること（様式自由）。

(1) 事業実施方針

観光振興・地域活性化の観点から、事業の実施方針を記載すること。

(2) レンタサイクル施設・自転車台数等

事業開始時におけるレンタサイクル施設及び自転車配置台数、JR和歌山駅前地下広場以外にレンタサイクル施設の設置を提案する場合はその選定理由、今後の事業展開（レンタサイクル施設の増設等）を記載すること。

(3) 運営システム

レンタサイクル施設等での利用者受付、個人認証方法や自転車の貸出・返却方法について、フロー図等を用いて具体的に記載すること。

(4) 運営方法

事業の運営体制（人員配置等）、運営時間、運営時間外や緊急時の対応、自転車の保管方法や日常的なメンテナンスについて、具体的に記載すること。

(5) 防犯・盗難対策

防犯・盗難対策について具体的に記載すること。

(6) 料金体系・收受方法

利用料金について、設定の考え方も含め、料金プランごとに記載するとともに、可能な料金收受方法（クレジットカード、現金等）を具体的に記載すること。

(7) 広報・周知活動

広報・周知活動及び効果的な誘客促進策を具体的に記載すること。

(8) まちなかウォークマップ（仮題）の作成・販売

マップのタイトル、テーマ、掲載施設やモデルコース等（予定を含む）を具体的に記載し、出来上がりがイメージできるものとする。また、販売価格について、設定の考え方も含め、具体的に記載すること。

(9) 自由提案

レンタサイクルの利用促進策や誘客促進策、観光客等の周遊性・滞在性を向上させるための独自の取組提案がある場合は具体的に記載すること。

(10) 過去の類似実績

過去に類似事業を行った実績のある場合は、その経歴や概要を記載すること。

7 プロポーザル参加資格

(1) 和歌山市内に本社又は事業所等を有する和歌山市観光協会加盟の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者でないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。

- (5) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
- (6) 和歌山市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。

8 募集開始から事業開始までのスケジュール（予定）

- (1) 募集開始 平成27年2月27日（金）
- (2) 企画提案書等の提出締切 平成27年3月17日（火）
- (3) 選考会（プレゼンテーション） 平成27年3月24日（火）
- (4) 選考結果の通知 平成27年3月下旬
- (5) 事業開始 平成27年4月1日（水）

9 提出書類等

- (1) 提出書類・部数
 - ① 応募申請書（1部）
 - ② 企画提案書（10部）
 - ③ 見積書（正本1部・写し9部）
- (2) 留意事項
 - ① 応募申請書は別添の様式を使用すること。
 - ② 企画提案書はA4判・15ページ以内とし、左綴じとすること。
 - ③ 見積書には積算の明細・根拠を具体的に記載すること。

10 書類の提出

- (1) 提出期限 平成27年3月17日（火）17時まで
- (2) 提出先 和歌山市観光協会事務局（和歌山市観光課内）
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎10階
- (3) 提出方法 持参による（郵送による提出は認めない。）

11 選考会（プレゼンテーション）

- (1) 開催日時
平成27年3月24日（水）14時～
- (2) 選考方法
提案者によるプレゼンテーション（約10分）及び審査委員から提案者への質疑（約5分）を行い、別添の審査基準に基づき選考を実施する。なお、プレゼンテーションは提出した資料のみを使用することとし、パワーポイント等の使用は不可とする。
- (3) 選考結果の通知
選考結果は、書面により各提案者に通知する。
- (4) その他
選考会の場所や時間等、詳細については応募申請者に別途連絡する。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1者につき1件とする。

- (2) 企画提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由においてもプロポーザルに参加することはできない。
- (3) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等の記載事項に虚偽のあることが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (7) 本事業の取組状況や成果については、本協会のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として本協会に帰属する。
- (9) 事業者は他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行わなければならない。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管を必要とする。
- (10) 事業者は本協会が行う事業内容への意見・提案等を取り入れ、積極的に実施するものとする。
- (11) 収支決算において事業の実施により余剰金が生じた場合や、事業の減額が生じた場合は、本協会に返還するものとする。
- (12) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (13) 本プロポーザルは、和歌山市の平成26年度の補正予算成立を前提に準備行為として行うものであるため、予算が成立しない場合は、本プロポーザルの選定等は無効とする。

13 応募先及び問合せ先

和歌山市観光協会事務局（和歌山市観光課内）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎10階

T E L 073-435-1234 F A X 073-435-1263

【審査基準】

審査項目	審査の内容	配点
事業実施方針	観光振興・地域活性化に寄与するものか	5点
レンタサイクル事業 の運営・管理	事業の規模（レンタサイクル施設・自転車台数）はどの程度か ※実現性のある「今後の事業展開」を含む	45点
	利用者受付、個人認証方法、自転車の貸出・返却方法が簡便か	
	適切な人員配置等が行われており、円滑な運営が期待できるか	
	運営時間外や緊急時の対応が可能な体制となっているか	
	自転車の保管方法やメンテナンスの方法・頻度等は適切か	
	効果のある防犯、盗難対策がとられているか	
	利用しやすいレンタル料金が設定されているか	
	現金以外の決済方法があり、利便性の高いものか	
まちなかウォークマップの作成・販売	内容を分かりやすく伝えるとともに、利用者の興味を引く内容となっているか	20点
	購入しやすい販売価格が設定されているか	
自由提案	実現性のある独自の取組提案があるか	10点
過去の類似実績	類似業務の実施実績があるか	10点
見積書	経費の見積りが妥当であるか	10点
	提案内容との整合性はとれているか	
合計		100点